

議案第 2 号

平成 2 7 年度
印旛郡市広域市町村圏事務組合
水道用水供給事業会計予算書
補正予算（第 1 号）

印旛郡市広域市町村圏事務組合

平成27年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成27年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

- (2) 年間総給水量 19,201,314 m³
 (3) 1日平均給水量 52,463 m³

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	収	入		
第1款 事業収益	3,839,991 千円	△ 8,458 千円		3,831,533 千円
第1項 営業収益	3,619,507 千円	△ 7,903 千円		3,611,604 千円
第2項 営業外収益	203,980 千円	558 千円		204,538 千円
第3項 特別利益	16,504 千円	△ 1,113 千円		15,391 千円
	支		出	
第1款 事業費用	3,611,122 千円	△ 16,069 千円		3,595,053 千円
第1項 営業費用	3,514,405 千円	△ 25,554 千円		3,488,851 千円
第2項 営業外費用	86,717 千円	9,485 千円		96,202 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 420,781千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 30,494千円及び過年度分損益勘定留保資金 390,287千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 404,958千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 21,991千円及び減債積立金 277,359千円並びに過年度分損益勘定留保資金 105,608千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	収	入		
第1款 資本的収入	474,444 千円	△ 152,381 千円		322,063 千円
第1項 企業債	190,100 千円	△ 64,600 千円		125,500 千円
第2項 国庫補助金	123,460 千円	△ 43,881 千円		79,579 千円
第3項 出資金	151,884 千円	△ 43,900 千円		107,984 千円
	支		出	
第1款 資本的支出	895,225 千円	△ 168,204 千円		727,021 千円
第1項 新設工事費	530,864 千円	△ 158,527 千円		372,337 千円
第2項 建設改良費	40,350 千円	△ 9,677 千円		30,673 千円

第 5 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額及び償還の方法を次のとおり改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水供給事業	千円 125,500	証書借入	年 4.5 % 以内	起債の日から据置期間を含め 40 年以内において、元利均等償還または元金均等償還するものとする。ただし、水道用水供給事業会計の都合により、据置期間であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、または低利債に借り換えることができる。

第 6 条 予算第 8 条に定めた経費を次のとおり改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	183,314 千円	△ 9,344 千円	173,970 千円

第 7 条 予算第 9 条中 「 13,697 千円」を「 14,033 千円」に改める。

第 8 条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

単位：千円

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
資本的 支出	新 設 工事費	印旛広 域水道 用水供 給事業	58,910,274	昭和56年度	258,905	58,910,274	昭和56年度	258,905
				昭和57年度	2,048,054		昭和57年度	2,048,054
				昭和58年度	2,433,520		昭和58年度	2,433,520
				昭和59年度	2,083,053		昭和59年度	2,083,053
				昭和60年度	1,434,193		昭和60年度	1,434,193
				昭和61年度	2,465,910		昭和61年度	2,465,910
				昭和62年度	1,509,945		昭和62年度	1,509,945
				昭和63年度	911,161		昭和63年度	911,161
				平成元年度	545,850		平成元年度	545,850
				平成2年度	442,405		平成2年度	442,405
				平成3年度	714,768		平成3年度	714,768
				平成4年度	930,085		平成4年度	930,085
				平成5年度	871,980		平成5年度	871,980
				平成6年度	537,528		平成6年度	537,528
				平成7年度	751,007		平成7年度	751,007
				平成8年度	1,032,079		平成8年度	1,032,079
				平成9年度	1,669,759		平成9年度	1,669,759
				平成10年度	916,335		平成10年度	916,335
				平成11年度	826,510		平成11年度	826,510
平成12年度	883,972	平成12年度	883,972					
平成13年度	741,855	平成13年度	741,855					
平成14年度	777,871	平成14年度	777,871					

		平成15年度	723,812	平成15年度	723,812
		平成16年度	552,338	平成16年度	552,338
		平成17年度	446,428	平成17年度	446,428
		平成18年度	550,689	平成18年度	550,689
		平成19年度	526,735	平成19年度	526,735
		平成20年度	380,785	平成20年度	380,785
		平成21年度	281,785	平成21年度	281,785
		平成22年度	196,487	平成22年度	196,487
		平成23年度	214,682	平成23年度	214,682
		平成24年度	201,959	平成24年度	201,959
		平成25年度	99,439	平成25年度	99,439
		平成26年度	146,087	平成26年度	146,087
		平成27年度	530,864	平成27年度	372,337
		平成28年度	961,667	平成28年度	888,211
		平成29年度	729,140	平成29年度	691,221
		平成30年度	1,274,105	平成30年度	1,274,105
		平成31年度	11,188,477	平成31年度	11,360,923
		平成32年度	15,118,050	平成32年度	15,215,507

第 9 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成 2 8 年度電気・計装設備点検業務委託	平成 2 7 年度から 平成 2 8 年度まで	44,648 千円
平成 2 8 年度水質検査業務委託	平成 2 7 年度から 平成 2 8 年度まで	9,990 千円
平成 2 8 年度毎日水質検査業務委託	平成 2 7 年度から 平成 2 8 年度まで	721 千円
設計積算システム使用料及び保守料	平成 2 7 年度から 平成 3 0 年度まで	1,702 千円

平成 2 8 年 2 月 9 日 提出

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管 理 者 蕨 和 雄